農業生産工程管理推進事業 (GAP認証取得拡大支援事業・畜産GAP認証取得拡大支援事業) の運用について

平成30年6月26日付け食政第259号食の安全推進監通知

一部改正:平成31年4月26日付け食政第102号食の安全推進監通知

一部改正:令和2年6月18日付け食政第247号食の安全推進監通知

一部改正:令和4年5月30日付け食政第163号食の安全推進監通知

一部改正:令和5年5月29日付け食政第244号食の安全推進監通知

第1 趣旨

この運用は、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱(令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知。)、持続的生産強化対策事業実施要領(令和4年4月1日付け3農産第3175号農産局長及び3畜産第1993号畜産局長通知。)、農業生産工程管理推進事業補助金交付事務取扱要領(平成30年6月11日付け食政第218号食の安全推進監通知。以下「取扱要領」という。)に定めるもののほか、取扱要領別表1の2に規定するGAP認証取得拡大支援事業及び取扱要領別表1の4に規定する畜産GAP認証取得拡大支援事業の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 支援対象

支援の対象となるGAP認証は、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAPとする。ただし、畜産GAP認証は、GLOBALG.A.P.及びJGAP家畜・畜産物とする。

第3 事業実施計画書の作成、提出

取扱要領第1の規定に基づき、本事業を実施しようとする者は、運用第1号様式により、事業実施計画書を作成するものとし、その提出期限は、別に定める日とする。

第4 事業実績の報告

事業実施主体は、取扱要領第 17 条に規定する実績報告書を提出するときは、認証書の 写しを添付するものとする。実績報告時点で認証書が発行されていない場合は、発行され た後速やかに提出するものとする。

第5 事業成果の公表

事業実施主体の取組については、道が開催する研修会等で紹介することができるものと する。

第6 事業成果の継続報告

事業実施主体は、事業実施年度を含めて3年間、継続して認証取得を維持していることを報告するものとする。報告は、運用第2号様式により、毎年度末までに行う。

なお、GAP認証取得拡大支援事業についてはこの限りではない。

第7 その他

この運用に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要領は、平成30年6月26日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成31年4月26日から施行する。 附則
- 1 この要領は、令和2年6月18日から施行する。 附 則
- 1 この要領は、令和4年5月30日から施行する。 附 則
- 1 この要領は、令和5年5月29日から施行する。